

伊 勢 市 公 報

第 8 号
平成 18 年 3 月 6 日
月 曜 日

目 次

	頁
訓 令	
○ 伊勢市史編さん委員会規程	2
告 示	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	6
○ 市長の職務代理について	7
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 永久選挙人名簿登録者の縦覧場所について	8
○ 在外選挙人名簿関係	
・ 在外選挙人名簿登録者の縦覧場所について	9
○ 伊勢市農業委員会委員選挙関係	
・ 選挙人名簿の縦覧日時及び場所について	10
○ 村松土地改良区総代選挙関係	
・ 選挙期日等について	11
・ 選挙長の行う告示の方法について	12
・ 候補者届出書等の提出場所について	13
・ 候補者届出書等の様式について	14
・ 投票用紙等に押すべき印について	15
・ 選挙長及び同職務代理者の選任について	16
・ 選挙立会人の選任について	17
・ 投票用紙の様式について	18
○ 村松土地改良区総代選挙選挙長告示	
・ 候補者の届出について	20
・ 無投票の確定について	22
・ 選挙会の日時及び場所について	23
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定の取消しについて	24
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	25
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	26
公 告	
○ 犬の抑留について	27
正 誤	28

伊勢市史編さん委員会規程を次のように定める。

平成 18 年 2 月 21 日

伊勢市長 加 藤 光 徳

伊勢市訓令第1号

伊勢市史編さん委員会規程

(設置)

第1条 伊勢市史を編さんするため、伊勢市史編さん委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市史編さんの基本方針に関すること。
- (2) 市史の刊行計画に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域団体代表者
- (3) 市職員

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができな

い。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(編集専門委員会)

第6条 市史の編集に関する専門の事項を調査し、企画、立案、連絡、調整等を行うとともに、市史各編を編集するため、委員会に編集専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2 専門委員会の委員（以下「専門委員」という。）は、専門的知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(編集専門部会)

第7条 市史各編の編集及び刊行業務を推進するため、前条に規定する専門委員会に編集専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

2 専門部会の委員は、専門委員及び専門的知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門部会に専門部会長を置き、前項の規定に基づき委嘱された専門委員をもってこれに充てる。

4 専門部会長は、専門部会の事務を掌理する。

5 専門部会長に事故があるとき、又は専門部会長が欠けたときは、専門部会に属する委員のうちから専門部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 専門部会には、必要に応じて協力委員を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。

(招集の特例)

2 この訓令の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

伊勢市告示第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 1 項の規定により、土路区町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 18 年 2 月 20 日

伊勢市長 加 藤 光 徳

1 代表者の氏名及び住所

変更後 中世古 文 弥
伊勢市東豊浜町 1112 番地
変更後 大 陽 勇治郎
伊勢市東豊浜町 1260 番地

伊勢市告示第 17 号

市長の職務代理について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 152 条第 1 項の規定により、伊勢市長の職務を代理する者及びその期間を次のとおり告示します。

平成 18 年 2 月 27 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿形 次基

1 市長の職務を代理する者

伊勢市長職務代理者 伊勢市助役 阿形 次基

2 市長の職務を代理する期間

平成 18 年 2 月 28 日から当分の間

伊勢市選管告示第5号

平成18年3月1日現在で調製の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条
第1項にかかる永久選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成18年2月17日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉木 仁

記

縦覧場所 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市役所東庁舎4階
伊勢市選挙管理委員会室
(休日は、本庁舎1階守衛室)

(参考)
縦覧期間 3月3日(金)から同月7日(火)までの5日間
(公職選挙法第23条)

伊勢市選管告示第6号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項にかかる在外選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成18年2月17日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉木 仁

記

縦覧場所 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市役所東庁舎4階
伊勢市選挙管理委員会室
(休日は、本庁舎1階守衛室)

(参考)

縦覧期間 3月3日(金)から同月7日(火)までの5日間
(公職選挙法施行令第23条の11)

伊勢市選管告示第7号

平成18年1月1日現在で調製の伊勢市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧日時及び
場所を、下記のとおり定めます。

平成18年2月17日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉木 仁

記

- 1 縦覧日時 平成18年2月23日から同年3月9日までの間
毎日午前8時30分から午後5時15分まで
- 2 縦覧場所 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市役所東庁舎4階
伊勢市選挙管理委員会室
(休日は、本庁舎1階守衛室)

伊勢市選管告示第8号

平成18年3月18日任期満了の村松土地改良区総代選挙について、下記のとおり
執行します。

平成18年2月21日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉木 仁

記

- | | |
|------------|---------------|
| 1 選挙期日 | 平成18年2月28日(火) |
| 2 投票時間 | 午前9時から午後3時まで |
| 3 選挙すべき総代数 | 35人 |

伊勢市選管告示第9号

平成18年2月28日執行の村松土地改良区総代選挙における選挙長の行う告示は、
伊勢市公告式条例によります。

平成18年2月21日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉木 仁

伊勢市選管告示第 10 号

平成 18 年 2 月 28 日執行の村松土地改良区総代選挙における候補者届出書等の提出場所を、下記のとおり定めます。

平成 18 年 2 月 21 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

記

提出場所 伊勢市村松町 4009 番地
村松土地改良区事務所

伊勢市選管告示第 11 号

平成 18 年 2 月 28 日執行の村松土地改良区総代選挙における候補者届出書等の様式を、下記のとおり定めます。

平成 18 年 2 月 21 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

記

1 候補者届出書

公職選挙法施行規則別記第 19 号様式のうち添付書類欄を除き横書きとし、これを準用する。

2 候補者辞届出書

公職選挙法施行規則別記第 16 号様式の 17 を横書きとし、これを準用する。

伊勢市選管告示第12号

平成18年2月28日執行の村松土地改良区総代選挙に用いる投票用紙等に押すべき印を、下記のとおり定めます。

平成18年2月21日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉木 仁

記



伊勢市選管告示第 13 号

平成 18 年 2 月 28 日執行の村松土地改良区総代選挙における選挙長及び同職務代理者を、下記のとおり選任します。

平成 18 年 2 月 21 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

記

選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	中川 春男	省略	堀江 幸雄

伊勢市選管告示第 14 号

平成 18 年 2 月 28 日執行の村松土地改良区総代選挙における選挙立会人を、下記
のとおり選任します。

平成 18 年 2 月 21 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

記

選 挙 立 会 人			
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	中村 博義	省略	中村 文衛

伊勢市選管告示第 15 号

村松土地改良区総代選挙における投票用紙の様式を別紙のとおり定めます。

平成 18 年 2 月 21 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

<p>こうほしゃしめい 候補者氏名</p>		<p>執 行 年 村松土地改良区総代選挙投票</p> <p>○ 注 意 <small>ちゅうい</small></p> <p>一 <small>こうほしゃ しめい</small> 候補者の氏名は、<small>らんない ひとりか</small> 欄内に一人書くこと。</p> <p>二 <small>こうほしゃ もの しめい</small> 候補者でない者の氏名は、<small>か</small> 書かないこと。</p> <p>伊勢市 選挙管理 委員会印</p>
---------------------------	--	--

村松土改選選挙長告示第1号

平成18年2月28日執行の村松土地改良区総代選挙における候補者として、別紙のとおり届出がありました。

平成18年2月22日

村松土地改良区総代選挙
選挙長 中川 春男

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	ふ り が な 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	2.22	本人	かわぐち ひろとし 川口 博敏	男	省略	S10.5.17	70	無所属	農 業
2	2.22	本人	こばやし よしお 小林 善男	男	省略	S9.12.26	71	無所属	農 漁 業
3	2.22	本人	ごとう よしき 後藤 芳樹	男	省略	S3.1.27	78	無所属	農 業
4	2.22	本人	さ さ き いちろう 佐々木 一郎	男	省略	T14.12.7	80	無所属	農 業
5	2.22	本人	たけうち ひろふみ 竹内 弘文	男	省略	S11.11.22	69	無所属	農 業
6	2.22	本人	たけうち ひさし 竹内 久	男	省略	S4.2.26	77	無所属	農 業
7	2.22	本人	つじい かんしろう 辻井 勘四郎	男	省略	S5.6.1	75	無所属	農 業
8	2.22	本人	なかがわ じゅんいちろう 中川 潤一郎	男	省略	S8.12.29	72	自由民主党	農 業
9	2.22	本人	なかにし ひろし 中西 博	男	省略	S21.12.19	59	無所属	自 営 業
10	2.22	本人	にしむら しげる 西村 茂	男	省略	S4.11.28	76	無所属	農 業
11	2.22	本人	はまぐち まさひろ 濱口 全弘	男	省略	S8.11.3	72	無所属	農 業
12	2.22	本人	はまぐち かずひろ 濱口 和洋	男	省略	S8.9.30	72	無所属	農 業
13	2.22	本人	はまぐち しゅうご 濱口 秋吾	男	省略	S14.10.1	66	無所属	農 業
14	2.22	本人	はまぐち しゅんたろう 濱口 俊太郎	男	省略	S12.9.10	68	無所属	農 業
15	2.22	本人	はまぐち やすひさ 濱口 泰久	男	省略	S42.9.18	38	無所属	会 社 員
16	2.22	本人	はまぐち かずひろ 濱口 和弘	男	省略	S13.10.1	67	無所属	農 漁 業
17	2.22	本人	はまぐち ますお 濱口 益男	男	省略	T15.2.25	80	無所属	農 業
18	2.22	本人	はまぐち じゅんいち 濱口 順一	男	省略	S12.1.1	69	無所属	農 業
19	2.22	本人	はまぐち ますみ 濱口 眞澄	男	省略	S21.9.18	59	無所属	自 営 業
20	2.22	本人	はまぐち あずま 濱口 東	男	省略	S24.3.25	56	無所属	農 業・漁 業
21	2.22	本人	ほりうち まつき 堀内 松樹	男	省略	S22.8.28	58	無所属	農 業
22	2.22	本人	やまぐち ぎんえい 山口 銀衛	男	省略	S14.3.10	66	無所属	農 業
23	2.22	本人	やまなか みねお 山中 峯生	男	省略	S17.12.18	63	無所属	農 業
24	2.22	本人	よつ や まさよし 四ツ谷 正吉	男	省略	S11.9.28	69	無所属	農 業
25	2.22	本人	ありた ひろし 有田 宏	男	省略	S15.8.22	65	無所属	職 業 訓 練 指 導 員
26	2.22	本人	かわべ あきひこ 川邊 秋彦	男	省略	S11.10.28	69	無所属	団 体 職 員
27	2.22	本人	てんばく あきお 天白 秋男	男	省略	S2.10.28	78	無所属	農 業
28	2.22	本人	なかむら まさる 中村 勝	男	省略	S9.2.11	72	無所属	パ ー ト
29	2.22	本人	はまぐち さぶろう 濱口 三郎	男	省略	S4.10.28	76	無所属	農 業
30	2.22	本人	はまぐち よしかず 濱口 嘉一	男	省略	S6.12.5	74	無所属	農 業
31	2.22	本人	ふじむら のぶよし 藤村 信義	男	省略	S15.3.5	65	無所属	農 業
32	2.22	本人	みやけ しゅうご 三宅 秀伍	男	省略	S12.8.11	68	無所属	漁 業
33	2.22	本人	みやもと みや 宮本 宮生	男	省略	S5.12.20	75	無所属	農 業
34	2.22	本人	みやもと しんじ 宮本 伸二	男	省略	S18.5.20	62	無所属	農 漁 業
35	2.22	本人	かどや まさひろ 角谷 政博	男	省略	S14.2.15	67	無所属	農 業

村松土改選選挙長告示第2号

平成18年2月28日執行の村松土地改良区総代選挙において、届出のあった候補者がその選挙における総代の定数を超えないため、投票は行ないません。

平成18年2月22日

村松土地改良区総代選挙
選挙長 中川 春男

村松土改選選挙長告示第3号

平成18年2月28日執行の村松土地改良区総代選挙における選挙会の日時及び場所を、
下記のとおり定めます。

平成18年2月22日

村松土地改良区総代選挙
選挙長 中川 春男

記

- | | | | |
|---|-----|----------------------------|-------|
| 1 | 日 時 | 平成18年2月28日（火） | 午前10時 |
| 2 | 場 所 | 伊勢市村松町4009番地
村松土地改良区事務所 | |

伊勢市上下水道事業告示第7号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年上下水道事業管理規程第2号)第10条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

平成18年2月20日

伊勢市長 加藤光徳

指定番号	工事店名	所在地	指定取消し年月日
64	株式会社 宮本組	伊勢市辻久留3丁目5番52号	平成18年2月7日

伊勢市上下水道事業告示第8号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年上下水道事業管理規程第2号)第3条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

平成18年2月20日

伊勢市長 加藤光徳

指定番号	工事店名	所在地	指定年月日
64	株式会社 宮本組	伊勢市辻久留3丁目5番52号	平成18年2月16日

伊勢市上下水道事業告示第9号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成18年2月20日

伊勢市長 加藤光徳

指定 番号	事業者名	所在地	指定年月日
234	株式会社 オーケーエス	大阪市浪速区敷津西 2丁目1番12号	平成18年2月20日

伊勢市公告第7号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により抑留した旨の通知が三重県南勢志摩県民局保健福祉部長からありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成18年2月24日

伊勢市長 加藤光徳

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市小俣町	雑種	こげ茶	雄	中	成犬	首輪(クサリ)

2 抑留した日 平成18年2月22日

3 抑留期限 平成18年2月28日

4 連絡先

伊勢市生活環境部環境政策課（電話 0596-21-5540）

三重県南勢志摩県民局保健福祉部衛生指導グループ（電話 0596-27-5151）

正 誤

平成 18 年 1 月 20 日付け伊勢市公報第 5 号中

1 ページ 3 行目 伊勢市健康づくり推進本部設置規程 2

2 ~ 4 ページ 伊勢市健康づくり推進本部設置規程の制定について
の掲載は誤りでしたので削除します。